

練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱

平成30年3月5日 29練都建第1270号 制定

令和3年3月4日 2練都建第653号 全部改正

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）の建築物が大規模な地震により被災した際に練馬区地域防災計画に基づいて、区と被災建築物の応急危険度の判定に関する知識や技能等を有する者が協働してボランティアの活動を円滑に実施するために必要な事項および震災に備えた平時の取組を定めることにより、区民の安心安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定 余震等により被災した建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止し、区民の安全確保を図るため、建築物等の被害状況を調査し、余震等による二次被害発生の危険度の判定および判定の結果の表示等を行うことをいう。
- (2) 判定員 前号の判定に従事する者として東京都防災ボランティアに関する要綱（平成7年5月11日6総災防第280号）に基づき、建築物の応急危険度判定に従事する防災ボランティアに登録された者をいう。
- (3) 応急危険度判定コーディネーター 第1号の判定を行う際、被災建築物応急危険度判定実施本部（判定を実施するために練馬区都市整備部に設置する本部をいう。）と判定員との連絡調整等に従事する者をいう。

(区の役割)

第3条 区は、判定および平時の取組が円滑に行われるよう、つぎに定める事項を行うものとする。

- (1) 練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア（以下「ボランティア」という。）の登録
- (2) ボランティアに対し、判定に必要な知識および技術の向上のための情報提供および研修等の開催
- (3) 東京都の関連部署および建築関係団体との調整
- (4) 訓練の実施等による課題の検証および対策の検討
- (5) 判定に必要な資機材の調達および備蓄
- (6) その他ボランティアの活動を円滑に行うために必要な事項

(ボランティアの活動内容)

第4条 ボランティアは、つぎに定める活動を行うものとする。

- (1) 区の要請に応じ、判定場所で被災建築物応急危険度判定マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会 全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）に基づき被災した建築物等の判定を行う活動
- (2) 平時において、東京都、建築関係団体および区が主催する会議、講演、講習、訓練等

に積極的に関わり、必要な知識や技能の習得をする活動

(3) 前2号に掲げるもののほか、判定に関する活動

2 ボランティアは、判定を実施する場所において、応急危険度判定コーディネーター、区職員その他現地責任者の指示および命令に従わなければならない。

(ボランティアの登録要件)

第5条 ボランティアとして登録する者は、つぎの各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 区内に在住または在勤する者であること。
- (2) 判定を行う上で、健康上の問題がないこと。
- (3) 食事、飲み物等の判定を行う際に必要な物資を用意できること。
- (4) 参集場所または判定を実施する場所への移動手段を用意できること。
- (5) 食費、交通費、宿泊費等の判定に要する費用を自己負担できること。

(登録の申請)

第6条 ボランティアとして登録を希望する者は、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア登録申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第7条 区長は、前条の規定による登録の申請があったときは、登録申請書の内容が第5条各号に定める要件を満たしているかの確認を行い、ボランティアとして登録することを決定したときは練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア登録決定通知書(第2号様式)により、登録をしないことを決定したときは練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア不登録決定通知書(第3号様式)により、前条の規定により申請書を提出した者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第8条 ボランティアは、登録内容に変更が生じたときは、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア登録変更届(第4号様式)により、速やかに区長に届け出なければならない。

(登録の喪失)

第9条 ボランティアは、第5条各号に定める登録要件を喪失したときは、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア資格喪失届(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 ボランティアが、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、区長はボランティアの登録が抹消されたとみなす。

- (1) 判定員から抹消された場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 心身の故障のため、判定の遂行に支障がある場合
- (4) 第5条各号に定める登録要件を喪失した場合
- (5) 2年以上連絡がとれない場合

2 ボランティアが、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、区長は練馬区被災建築物応

急危険度判定ボランティア登録抹消通知書（第6号様式）により当該ボランティアに通知し、ボランティアの登録を抹消する。

- (1) 虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合
 - (2) ボランティアとして不適格と認められる場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不適当と認める場合
- （報酬および費用負担）

第11条 ボランティアの活動は無報酬とし、食費、交通費、宿泊費等に要する費用は自己負担とする。

（事務局）

第12条 ボランティアの事務局は、建築・開発担当部建築課に置くものとする。

2 事務局は、ボランティアの登録名簿を作成するものとする。

3 事務局は、ボランティアとの連絡体制を維持管理するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアに関する事項は、東京都防災ボランティアに関する要綱によるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市整備部長が別に定める。

付 則（令和3年3月4日2練都建第653号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、練馬区応急危険度判定ネットワーク運営要綱（平成30年3月5日29練都建第1270号。以下「旧要綱」という。）第3条の規定により構成員の登録を受けている者は、この要綱第7条の規定によりボランティアの登録を受けた者とみなす。

3 この要綱の施行前に、旧要綱第3条の規定によりなされた構成員の登録の申込みは、この要綱第6条の規定によりなされたボランティアの登録の申請とみなす。

付 則（令和6年10月10日6練都建第467号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

練馬区長 様

練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア登録申請書

裏面の記載事項に同意し、震災時において練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティアとして判定をしたいので、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱第6条の規定に基づき以下のとおり申請します。

登録後は区の方針に従って活動することを約束します。

ふりがな			生年 月日	年 月 日	性別	男女
氏 名						
住 所	〒 ー					
連 絡 先	電 話 番 号					
	携 帯 電 話					
	F A X					
勤 務 先						
勤務先住所	〒 ー					
連 絡 先 (勤務先)	電 話 番 号					
	F A X					
メールアドレス	携 帯					
	パ ソ コ ン					
	そ の 他					
健康状態	健康 <input type="checkbox"/> 持病あり ※アレルギー等、できるだけ詳細に記入してください。 ()					
その他 特記事項						

【同意事項】

記載内容に同意の上、□にチェックをしてください。

- 第一に、ご自身とご家族の安全を確保してください。
- 判定に際しては、応急危険度判定コーディネーター、区職員その他現地責任者の指示を厳守してください。
- 練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティアは、建築物等の被害状況を調査し、余震等による二次被害発生の危険度の判定および判定の結果の表示等を行うことが目的です。
- 参集場所へは、徒歩、自転車、原動機付自転車または自動二輪車により参集してください。原則として、自動車は使用しないでください。
- 参集に当たっては、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティアの手引きに記載されている携行品をご持参ください。また、けが等に備えて医療機関に受診できるようにご準備ください。
- 上記事項に著しく反したときは、登録抹消となります。
- 判定に要する費用（食費、交通費、その他の費用）は全て自己負担となります。

以上、同意いたします。

署名

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

練馬区長

練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア登録決定通知書

年 月 日付けで申請された練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア登録申請書について確認をした結果、ボランティアとして登録することを決定いたしましたので、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱第7条の規定に基づき通知いたします。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

練馬区長

練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア不登録決定通知書

年 月 日付けで申請された練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア登録申請書について確認をした結果、下記のとおりボランティアとして登録をしないことを決定いたしましたので、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱第7条の規定に基づき通知いたします。

記

1 登録をしない理由

- ・練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱第5条第1項〔第1号・第2号・第3号・第4号・第5号〕による

[]

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

練馬区長 様

練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア登録変更届

練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティアとして登録している内容に変更があったので、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱第8条の規定に基づき、届け出ます。

ふりがな	
氏 名	

変更後の内容（変更箇所のみを記入）		
ふりがな		
氏 名		
住 所	〒 ー	
連 絡 先	電 話 番 号	
	携 帯 電 話	
	F A X	
勤 務 先		
勤務先住所	〒 ー	
連 絡 先 (勤務先)	電 話 番 号	
	F A X	
メー ル ア ド レ ス	携 帯	
	パ ソ コ ン	
	そ の 他	
健康状態	健康 <input type="checkbox"/> 持病あり ※アレルギー等、できるだけ詳細に記入してください。 ()	
その他 変更		

年 月 日

練馬区長 様

氏 名 _____

練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア資格喪失届

練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱第5条に定められている登録要件を失いましたので、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱第9条の規定に基づき、届け出ます。

1 資格喪失の理由

- 判定員から抹消された。
- 区内に在住または在勤ではなくなった。
- 健康上の理由により、ボランティアとして判定することが困難になった。
- 判定に要する費用を自己負担することが困難になった。
- その他（具体的な理由など）

[]

2 資格喪失日

年 月 日

様

練馬区長

練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア登録抹消通知書

下記のとおり、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティアの登録を抹消しましたので、練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 登録抹消日

年 月 日

2 登録抹消理由

- ・練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア事業実施要綱
第10条第2項〔第1号・第2号・第3号〕による

[]